

参議院議員通常選挙 7/10(日) 期日前投票を積極的にご利用ください

お問い合わせ/市選挙管理委員会事務局
(TEL)918-5062 (FAX)918-5122

選挙当日の投票所の混雑を避けるため、**期日前投票をご利用ください。**
入場券裏面の宣誓書に記入し、以下の期日前投票所をご利用ください。

期日前投票所の混雑状況
▶7月10日(日)に近づくにつれて混み合います。
▶午前中は混雑することが多いです。

開設場所	日時
市役所 2階ロビー 大久保・魚住・二見の各市民センター	7月9日(土)まで 午前8時30分～午後8時
パピオスあかし 5階多目的ルーム	7月2日(土)～7月9日(土) 午前9時～午後8時
イオン明石ショッピングセンター2番街1階 イトーヨーカドー明石店3階	7月2日(土)・3日(日)・9日(土) 午前10時～午後8時

※マスクの着用・手指のアルコール消毒をお願いします

鉛筆(黒色)を持参することもできます。



国民健康保険制度からのお知らせ

①国民健康保険料 決定通知書を世帯主宛てに送付します 7/12発送

対象/国民健康保険加入世帯(世帯主が社会保険や後期高齢者医療制度の場合も世帯主宛てに通知) 納付/決定通知書に同封の納付書裏面に記載の金融機関やコンビニなどで納めるか、口座振替で納付を。納期は7月～来年3月の9回 ※年金からの天引きの場合は、4月～来年2月の6回(各年金支給月)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度下がった世帯などは、保険料が減額される場合があります。減免の申請は郵送で。詳しくは市ホームページで確認を

②国民健康保険証兼高齢受給者証を切り替え 7/19発送

国民健康保険の保険証(70～74歳の国民健康保険加入者には、保険証兼高齢受給者証)が切り替わります(後期高齢者医療制度加入者は対象外)。世帯主宛てに新保険証を7月19日に発送します。8月1日から新しい保険証をご使用ください。会社の健康保険などへ加入している場合は、速やかに脱退の手続きをお願いします。 ※新しい保険証は届け出により、簡易書留での受け取りができます。詳しくはお問い合わせを

③「限度額適用認定証」・「特定疾病療養受療証」の更新

▶「限度額適用(・標準負担額減額)認定証」の更新
更新には、申請が必要です。対象世帯には申請書を7月中旬までに発送します。入院や手術などで引き続き認定証が必要な人は申請してください。 ※郵送での申請をお願いします

※郵送での申請をお願いします

対象/認定証(有効期限が7月31日)をお持ちの人

▶「国民健康保険特定疾病療養受療証」の更新

受療証(有効期限が7月31日)をお持ちの人には、新しい受療証を7月中旬に発送します。

お問い合わせ/①・②国民健康保険課係(TEL)918-5022 (FAX)918-5105)、③同課管理係(TEL)918-5021 (FAX)918-5105)

介護保険からのお知らせ

高齢者総合支援室介護保険担当(TEL)918-5091 (FAX)919-4060

介護保険料の決定通知書を送付します 7/12発送

対象/65歳以上の第1号被保険者
納付/年間18万円以上の年金受給者は、原則4月～来年2月の年6回の年金から差し引かれます。それ以外の人は納付書を利用し、金融機関などで納めるか、口座振替で納付してください。
納期限/7月～来年3月の毎月末

介護保険負担限度額認定証の更新

更新には申請が必要です。対象者には申請書を送付しています。

対象/認定証(有効期限が7月31日)をお持ちの人

負担割合証の送付

要介護認定を受けている人に、7月中旬以降に負担割合証(黄色)を送付します。

後期高齢者医療制度からのお知らせ

新しい被保険者証ほかを送付 7月中旬

8月1日に更新する新しい「被保険者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」を送付します。

▶被保険者証

医療費の窓口での負担割合は、令和3年中の所得で判定します。

※10月1日から、医療費の窓口負担割合に新たに2割が追加されます。そのため、今回送付する被保険者証は有効期限が9月30日までとなります。10月1日からお使いいただく被保険者証は、別途9月中旬ごろに送付する予定です

▶限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証

引き続き交付対象となる人に、被保険者証と一緒に新しい認定証も送付します。新たに交付を希望する人は申請が必要です。

※届け出により簡易書留で受け取りが可能。受領期間を過ぎると、普通郵便で郵送します

保険料額決定通知書を送付 7月中旬

▶令和4・5年度の保険料率

兵庫県後期高齢者医療保険料を決める基準となる保険料率が決定しました。年間の保険料は、一人

職員募集【来年4月採用予定】 保育士・幼稚園教諭・保育教諭(正規職員)

職員担当(TEL)918-5006 (FAX)918-5145

人数/10人程度 資格/次の①②どちらも満たす人
①昭和38年4月2日以降に生まれた人(59歳以下)
②保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人(見込み含む)

試験日/1次試験(個別面接)=8月20日(土)または21日(日) ※エントリー課題合格者のみ

2次試験=9月10日(土)・11日(日)

申し込み/試験案内(市ホームページに掲載)で詳細を確認し、8月1日までに市ホームページから申し込みを



就職希望者向け 私立保育所見学バスツアー 参加者募集

待機児童対策担当(TEL)918-5267 (FAX)918-5163

市内の保育所・認定こども園などを見学します。園長先生たちの話を聞いて、自分に合った就職先を見つけませんか。

日時・集合場所/

- ①7月30日(土)・JR大久保駅
- ②8月3日(水)・JR西明石駅
- ③8月5日(金)・JR朝霧駅
- ④8月18日(木)・JR西明石駅
- ⑤8月23日(火)・JR魚住駅

いずれも午前9時～正午(開催日により変更あり)
※見学は各日3園程度

対象/保育士資格所持者および取得見込みの人

定員/各日10人 費用/無料

申し込み/電話、ファクシミリ、または市ホームページの「電子申請」で先着順受け付け



長寿医療課(TEL)918-5165 (FAX)918-5105

ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計(上限66万円)となります。

均等割額	1人につき 5万147円
所得割額	(令和3年中の総所得金額等-43万円)×10.28%

▶所得の低い人の軽減

世帯の令和3年中の総所得金額などが一定の金額以下の人は、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が基準額以下の世帯	軽減割合
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与と所得者数-1)	7割
基礎控除額(43万円)+28.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与と所得者数-1)	5割
基礎控除額(43万円)+52万円×被保険者数+10万円×(年金・給与と所得者数-1)	2割

納付/普通徴収=口座振替(要手続き)や納付書での支払い 特別徴収=年金から支払いの人は年金支給月に直接年金から差し引かれます。

納期限(普通徴収)/7月～来年3月の毎月末(年9回)
※新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人は、保険料が減免される場合があります。詳しくは、長寿医療課までお問い合わせください